

平成 17 年 3 月 31 日
福岡財務支局訓令第 16 号

改正 令和 4 年 3 月 29 日 福岡財務支局訓令第 3 号

財務省が保有する個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成 17 年財務省訓令第 9 号）第 9 条の規定に基づき、福岡財務支局が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準を次のように定める。

福岡財務支局が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準

（目的）

第 1 条 この訓令は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の規定により財務支局長が開示決定等（法第 82 条各項の決定をいう。）、訂正決定等（法第 93 条各項の決定をいう。）又は利用停止決定等（法第 101 条各項の決定をいう。）をするために必要とされる基準を定めることを目的とする。

（決定に当たっての基準）

第 2 条 福岡財務支局における開示決定等をするために必要とされる基準については、財務省が保有する保有個人情報の開示請求等に対する開示決定等に係る審査基準（平成 17 年財務省訓令第 9 号）第 2 条から第 8 条までの規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日福岡財務支局訓令第 3 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。